

特別養護老人ホーム 会津寿楽荘 重要事項説明書

<2025年4月1日現在>

当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0242-83-0185(午前9時～午後5時45分)

※ただし、土曜・日曜・年始年末(12月30日～1月3日)は除く。

担当者 生活相談員 目黒 信弘 佐瀬 成人

1. 介護老人福祉施設サービスを提供する事業者について

事業所名称	社会福祉法人 両沼厚生会	
代表者氏名	理事長 杉本 光郎	
事業所所在地	福島県河沼郡会津坂下町大字塔寺字北原645	
電話番号等	電話番号:0242-83-0185	ファックス番号:0242-83-0311
法人設立年月日	昭和61年10月	

2. 入所者に対してのサービス提供を実施する施設について

(1) 施設の所在地等

事業者の名称	特別養護老人ホーム 会津寿楽荘	
所在地	福島県河沼郡会津坂下町大字塔寺字北原645	
介護保険事業者番号	0772600193(介護老人福祉施設) 平成12年4月1日指定	
施設長氏名	施設長 野崎 哲也	
電話番号等	電話番号:0242-83-0185	ファックス番号:0242-83-0311
ホームページアドレス	http://www.magokoro-egao-anshin.com/	

(2) 事業の目的及び運営の方針

施設の目的	法令の主旨に従い要介護状態にある利用者に対する確かなサービスを提供しその人らしい生活が送れるよう支援していきます。	
運営方針	1	施設サービスに基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭におき、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うことにより入所者がその有する能力に応じて自立した日常生活を送れるように取り組みます。
	2	入所者の意思及び人格を尊重し、常にその方の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めます。
	3	明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い市町村、居宅介護支援事業者、サービス事業者、他の介護保険施設保健医療サービス・福祉サービスを提供者と密接な連携に努めます。

(3) 施設概要

建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階
建物の延べ面積	3,321.63㎡
開設年月日	昭和62年4月
入所定員	90名

<主な設備等>

居室数	●個室:2室 ●2人部屋:7室 ●4人部屋:21室
食堂兼娯楽室	2室
静養室	1室
医務室	1室
浴室	●一般浴槽 ●座位式特殊浴槽 ●特殊機械浴槽
機能訓練室	1室 【主な設置機器:平行棒、肋木、温熱療法機器、プーリー、浮腫除去装置】
併設事業所	(介護予防)短期入所生活介護 平成12年4月1日指定 福島県0772600078号 定員10名

(4) 職員体制

職種	職員数	職務内容
施設長	1名	施設全体の管理・運営
事務員	2名以上	施設運営の事務処理等
生活相談員	2名以上	利用者及び家族等との相談／関係機関との連絡調整等
介護支援専門員	1名以上	施設サービス計画書の立案／ケアマネジメント全般に関する業務
介護員	30名以上	利用者の生活全般にわたる介護業務
看護職員	4名以上	利用者の健康管理及び看護業務
機能訓練指導員	1名以上	機能訓練計画の作成・評価及び訓練実施
管理栄養士	1名以上	献立作成・栄養計算・栄養指導・栄養計画書の作成及び評価等
調理員	4名以上	提供食事の調理
医師	1名以上(非常勤)	健康管理及び療養上の指導など

(5) 主な職員の勤務体制

職種	勤務体制	
医師	内科医:週1回 皮膚科医:月2回 歯科医:月1回	
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員	
	早番 4名	7時30分～16時15分
	日勤 3名以上	9時15分～18時
	遅番 4名	10時00分～18時45分
	夜勤 4名	17時～翌朝10時
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員	
	早番 1名以上	7時00分～15時45分
	日勤 1名以上	9時15分～18時
機能訓練指導員	日勤(月～金):1名	9時15分～18時

3. 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
	1) 介護支援専門員が、入所者の心身の状態や、生活状況の把握(アセスメント)を行い、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、援助の目標、サービス内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画を作成します。

施設サービス計画の立案	2)作成した施設サービス計画の内容について、入所者又はその家族に対して、説明し文書により同意を得ます。 3)施設サービス計画を作成した際には、入所者に交付します。 4)計画作成後においても、施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食 事	1)管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 2)可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。 朝 食:8時～9時 昼 食:12時～13時 夕 食:17時15分～18時15分
口 腔 衛 生 管 理	入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、入各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。
入 浴	1)入浴又は清拭を週2回以上行います。 入所者の体調等により、当日入浴ができなかった場合は、清拭や着衣交換等で対応します。 2)寝たきりの状態であっても、特殊機械浴槽を使用して入浴することができます。
排 泄	排せつの自立を促すため、入所者の身体能力を利用した援助を行います。
機 能 訓 練	入所者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。
健 康 管 理	1)医師と看護職員が健康管理を行います。 2)血圧、検温などの健康チェックを行います。 3)痰の吸引が必要な場合、医師・看護職員との連携の下で介護職員も行います。
栄 養 管 理	栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を行います。
そ の 他 自 立 へ の 支 援	1)寝たきり防止のため、入所者の身体状況を考慮しながら、可能な限り離床に配慮します。 2)清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助を行います。
洗 濯	施設が有する設備で洗濯可能な衣類は無料です。 業者に依頼する場合は有料となります。
シ ー ツ 交 換	週1回行います。(汚染時は適宜交換)また季節に合わせた寝具を準備します。
理 髪	月2回理容師による理髪サービスをご利用頂けます。 ※代金は1回あたり2,500円で、施設利用料金と合わせて請求します。
移 動 売 店	1)食品 毎月第1・第3月曜日 2)衣料品 4、7、10、1月の第3水曜日 ※購入は自己負担となります。
レクリエーション・行事など	クラブ活動・外出支援・季節毎のイベント・誕生会などを行います。 外出時の飲食・買い物代、華道クラブ花代・手芸用品等は自己負担となります。 施設行事・誕生会は事前に文書でお知らせ致します。
生 活 相 談	利用者及びご家族からの相談に応じ、可能な限り必要な援助を行います。
行 政 手 続 き	行政機関に対する手続きや各種申請を代行で行います。 (要介護認定更新・介護保険限度額認定など) ※内容によってはご家族様に対応をお願いすることがあります。

(2) 利用料金について

下記の①～⑤の対象となるものの合計金額が利用料金となります。(別紙 利用料金一例参照)

①基本料金【介護福祉施設サービス費】

居室種類／介護度	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
従来型個室(1日)	589	659	732	802	871
従来型個室(30日)	17,670	19,770	21,960	24,060	26,130
多床室(1日)	589	659	732	802	871
多床室(30日)	17,670	19,770	21,960	24,060	26,130

②加算料金 (◎は体制への加算 ※は実施時等に加算)

(単位:円)

加算	加算額等	算定要件の抜粋等
◎日常生活継続支援加算	(Ⅰ)36/日	入所者の介護度、有資格者職員の数により算定
◎看護体制加算	(Ⅰ)4/日	看護師の配置
	(Ⅱ)8/日	看護職員の配置と24時間の連絡体制の確保
◎夜間職員配置加算(Ⅲ)	16/日	夜間職員を基準数以上配置等
※夜間職員配置加算(Ⅰ)	13/日	
※精神科医療養指導加算	5/日	認知症利用者の割合と精神科医師の2回/月往診
※個別機能訓練加算	(Ⅰ)12/日	機能訓練指導員の配置と計画策定、実行、LIFEへの情報提供と活用 (Ⅱ)の他に口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定 ※(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)の併算可
	(Ⅱ)20/月	
	(Ⅲ)20/月	
※初期加算	30/日	入所後30日間、又は30日を超える入院後に再び入所した場合
※外泊時費用	246/日	入院や自宅へ外泊した場合 初日及び最終日を除き月に6日(月をまたがる場合は12日)
◎安全対策体制加算	20/1回(入所時のみ)	組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること
※ADL維持加算	(Ⅰ)30/月	ADL値の測定とLIFEへの情報提供の活用
	(Ⅱ)60/月	12か月間に限り(Ⅰ)(Ⅱ)は値により
※再入所時栄養連携加算	200/1回	特別食が必要な方が再入所する際の管理栄養士間連携
※栄養マネジメント強化加算	11/日	入所者毎の継続的な栄養マネジメントを強化 LIFEへの情報提供と活用
※経口移行加算	28/日	医師の指示と共同 経口移行計画 180日間
※経口維持加算	(Ⅰ)400/月	他職種との共同 食事の観察及び会議等の実施
	(Ⅱ)100/月	医師と歯科医師の指示と共同 経口維持計画
※口腔衛生管理加算	(Ⅰ)90/月	歯科衛生士の月2回以上の口腔衛生の管理
	(Ⅱ)110/月	LIFEへの情報提供と活用
※看取り介護加算	72/日	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した利用者、共同で計画を作成、同意により実施 看取り介護の期間に応じて算定
	144/日	
	680・780/日	
	1,280・1,580/日	
※褥瘡マネジメント加算	(Ⅰ)3/日	褥瘡計画を共同で作成 1回/3か月評価
	(Ⅱ)13/日	褥瘡発生治癒等の有無 LIFEへの情報提供と活用
※排せつ支援加算	(Ⅰ)10/日	共同での計画作成と分析 1回/3か月評価
	(Ⅱ)15/日	改善(カテーテル抜去やオムツ不使用等)や状態維持
	(Ⅲ)20/日	LIFEへの情報提供と活用

※配置医師緊急時対応加算	325/1回 650/1回 1,300/1回	通常の勤務時間外及び早朝・深夜及び深夜に配置医師に診察等を依頼し、診察された時間により算定
※療養食加算	6/回	1日3回を限定に療養食提供時に算定
※認知症チームケア推進加算	(Ⅰ)150/月 (Ⅱ)120/月	認知症の行動 心理状況の発現を未然に防ぐ 出現時に早期に対応する取り組み(要研修修了者)
※協力医療機関関連加算	100/月(～R7.3) 50/月(R7.4～) 5/月	協力医療機関との間で、利用者等の同意を得て当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催(協力医医療機関の要件による)
※高齢者施設等 感染対策向上加算(Ⅰ)	10/月	協力医医療機関との間で新興感染症発症時の体制確保や他一般的な感染症発症時の連携等及び研修や訓練への参加
※高齢者施設等 感染対策向上加算(Ⅱ)	5/月	協力医療機関から3年に1回以上、感染症発生時の対応等に係る実施指導を受ける
※新興感染症等施設療養費	240/日	新興感染症罹患利用者を施設内で療養(1か月に1回 連続する5日を限度)
※退所前訪問相談援助加算	460/1回	退所前の相談援助、調整等
※退所時情報提供加算	250/回	退所時の医療機関への生活歴等の情報を提供
※退所時栄養情報連携加算	70/回	退所時の医療機関へ栄養管理情報を提供
※退所時訪問相談加算	460/1回	退所後の居宅訪問と相談援助
※退所時相談援助加算	400/1回	各機関への文書による情報提供
※退所前連携加算	500/1回	退所前の各機関との連絡調整
※在宅復帰支援機能加算	10/日	家族との連絡調整、退院後の調整
※在宅・入所相互利用加算	40/日	在宅と入所の計画による交互利用
※認知症行動・心理症状緊急対策加算	200/日	医師判断による緊急入院 7日間を限度
◎介護職員処遇改善加算	8.3%/月	厚生労働大臣が定める基準に適合している場合 (※R6年5月まで)
	(Ⅰ)14.0%/月	事業者が行う介護職員の処遇改善等により
	(Ⅱ)13.6%/月	利用料に所定の割合を乗じて算定
	(Ⅲ)11.3%/月 (Ⅳ)9.0%/月	(※令和7年4月より 会津寿楽荘では(Ⅱ)13.6%)
ベースアップ等支援加算	1.6%/月	厚生労働大臣が定める基準に適合している場合 (※R6年5月まで)
※科学的介護推進体制加算	(Ⅰ)40/月 (Ⅱ)50/月	利用者ごとのADL・栄養状態・口腔機能 認知症等をLIFEへ1/3か月情報提出し活用
※生産性向上推進体制加算	(Ⅰ)100/月 (Ⅱ)10/月	介護ロボットやICT等のテクノロジーの継続的な活用と 委員会設置、データ提出等
※サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)22/日 (Ⅱ)18/日 (Ⅲ)6/日	職員の有資格者数や勤続年数の割合に応じて算定
※外泊時在宅サービス費用	560/日	外泊時の在宅サービスを施設が提供 6日間
※生活機能向上連携加算	(Ⅰ)100/月 (Ⅱ)200/月	医療提供施設等の理学療法士等の医師の助言を受ける 体制や計画策定等により算定
※若年性認知症者受入加算	120/日	個別担当者を定め、ニーズに応じたサービスを行った場合
※自立支援促進加算	280/月	医師が入所者ごとに1回/3か月医学的に評価 LIFEへの情報提供と活用

※認知症専門ケア加算	(Ⅰ)3/日 (Ⅱ)4/日	認知症利用者の割合 認知症に関する専門性の高い職員を配置
※特別通院送迎加算	594/月	透析を要する利用者の送迎を月12回以上実施した場合
※常勤医師配置加算	25/日	常勤の医師を配置
※障がい者生活支援体制加算	(Ⅰ)26/日 (Ⅱ)41/日	障がいのある利用者の割合 障がい者生活支援員(専従職員)の配置

③居住費

※介護保険負担限度額認定を受けている方は認定証に記載している負担額となります。

	多床室	従来型個室
第1段階(1日)	0円	380円
第1段階(30日)	0円	11,400円
第2段階(1日)	430円	480円
第2段階(30日)	12,900円	14,400円
第3段階(1日)	430円	880円
第3段階(30日)	12,900円	26,400円
非該当(1日)	915円	1,231円
非該当(30日)	27,450円	36,930円

④食費

※介護保険負担限度額認定を受けている方は認定証に記載している負担額となります。

	多床室
第1段階(1日)	300円
第1段階(30日)	9,000円
第2段階(1日)	390円
第2段階(30日)	11,700円
第3段階①(1日)	650円
第3段階①(30日)	19,500円
第3段階②(1日)	1,360円
第3段階②(30日)	40,800円
非該当(1日)	1,445円
非該当(30日)	43,350円

⑤その他の料金

サービスの種別	内容	自己負担額
貴重品管理	通帳・印鑑・被保険者証等の管理	500円(月)
理髪	会津坂下町理容組合の出張サービス	2,500円(1回)
華道	華道クラブでの花代	1,000円(1回)

※その他日常生活に必要な物品(歯磨き粉・箱ティッシュなど)は自己負担となります。

※オムツ代は利用料金に含まれています。但し、入院した場合は自己負担となります。

※医療機関に受診・入院した場合の診療費は、医療保険による自己負担となります。

※減算について（体制に不備がある場合は所定の単位数等から以下の通り減算します）

減算	減算額	減算要件の抜粋等
業務継続計画未実施	3.0%減	業務継続計画未策定
高齢者虐待防止措置未実施減算	1.0%減	虐待防止措置が講じられていない
栄養ケアマネジメントの未実施	14/日	栄養ケアマネジメント未実施
安全管理体制未実施	5/日	事故発生または再発防止体制不備
身体拘束廃止未実施	10%減	身体拘束廃止体制の不備
夜間職員	97%算定	夜間職員不足
定員超過	70%減	定員を超過しての受け入れ
職員数の基準未滿	70%減	介護・看護職員または介護支援専門員数不足

(3) 利用料金の支払いについて

1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

①会津寿楽荘窓口での現金支払い
②指定口座への振込み
会津よつば農業協同組合 坂下総合支店 特別養護老人ホーム会津寿楽荘 普通預金 2679571
東邦銀行 坂下支店 特別養護老人ホーム会津寿楽荘 普通預金 332375
③金融機関からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関：会津よつば農業協同組合
※引き落とし日 毎月16日
※引き落とし日が土、日、祝日の場合は翌営業日の引き落としとなります。
※引き落とし確認後、領収書を発行させていただきます。

4. 入退所等に当たっての留意事項について

(1) 入所手続き

- ①申し込み後、入所の必要性が高い方から入所となります。
- ③要介護3～5と認定を受けた方（要介護1、2でも特例入所対象者は可能です）
- ③契約締結後、施設サービスの提供開始となります。

※入所順位は、入所に係る指針に基づき決定されます。

※医療が必要な方、集団生活が困難な方は、サービスを提供できない場合があります。

(2) 退所の手続き

①利用者の都合で退所する場合

7日前までに事業所に文書でお申し出下さい。

②契約の自動終了

- 1) 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- 2) 要介護認定区分が「要支援」「自立」と認定された場合
- 3) 死亡した場合

③その他

- 1) 利用者がサービス利用料金の支払いを3カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
- 2) 利用者や家族などが当施設の従業員や他の利用者等に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 3) 利用者が連続して3カ月以上入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
- 4) 自傷他害、ルール違反等、集団生活に適応できない場合
- 5) やむを得ない事情により当施設を閉鎖または縮小する場合

※退所となった場合、利用者の荷物は家族が責任を持って処分して下さい。

※契約終了により利用者が退所する際には、利用者及び家族の希望、生活環境を勘案して、円滑な退所のために必要な援助を行います。

5. 衛生管理等について

- (1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。
 - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

6. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

7. 緊急時等における対応方法について

- (1) 施設において、サービス提供を行っている際に入所者の病状の急変が生じた場合は、速やかに管理医師及びあらかじめ定めている協力医療機関へ連絡及び必要な措置を講じます。
- (2) 入所中、医療を必要とする場合は、入所者及びその家族の希望により下記の協力医療機関において、診察・入院・治療等を受けることができます。ただし、下記の医療機関で優先的に治療等が受けられるものではありません。また、当該医療機関での治療等を義務付けるものでもありません。

医療機関の名称	坂下厚生総合病院
所在地	福島県河沼郡会津坂下町字逆水50番地
医療機関の名称	大友歯科医院
所在地	福島県河沼郡会津坂下町字小川原964-1

☆受診、入院時について

- ①受診の対応は原則、施設職員で行います。
- ②医師より指示があった場合、ご家族等に付き添いをお願いすることがあります。
- ③入院になった場合は原則、ご家族等が入院の手続きを行います。
- ④入院中の病状等についてご家族や病院へお尋ねする場合があります。
- ⑤入院中の洗濯物管理・オムツ補充は施設では行いません。病院のサービスをご利用下さい。

☆入院から退院、退所について

- ①検査入院等、3カ月以内の短期入院の場合
3か月間以内入院された場合は、退院後再び施設に入所できるよう努めます。
- ②3カ月以上の入院の場合
3か月以上入院された場合には、契約を解除する場合があります。契約解除後、再度入所申込をした場合は特別養護老人ホームの入所指針に基づき取り扱われます。
- ③3か月以内の退院が見込まれない場合
3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

☆入院中の利用料金について

- ①利用料金を日割で計算した料金と外泊時費用・居室代・貴重品管理費となります。
- ②入院中のベッドをSS利用者が活用した場合、居室代はSS利用者が負担します。

8. 事故発生時の対応方法について

- (1) 事故が発生した場合の対応について、(2)に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を従業者に対し定期的に行います。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- (4) 上記(1)～(2)の措置を適切に実施するための担当者を配置しています。
- (5) 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (6) 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置を記録します。
- (7) 施設は、入所者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【賠償責任のついて】

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合は事業者の損害賠償責任が減じる場合があります。

【市町村(保険者)の窓口】	所在地	会津坂下町字市中三番甲3662番地
会津坂下町役場 生活課	電話番号	0242-84-1513
保険年金班 高齢者支援係	受付時間	午前8時30分～午後5時15分 (土日祝は休み)

9. 非常災害対策

- (1) 当施設に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者(防火管理者)職・氏名:(会津寿楽荘施設長 野崎 哲也)
- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、
非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出、その他必要な訓練(夜間想定訓練を含む。)を行います。(毎月1回)
- (4) (3)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

10. サービス提供に関する相談、苦情について

提供したサービスに係る入所者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
なお、お気づきの点につきましては、事務所前カウンターにあります「みんなの声」をご利用いただければ幸いです。

(1)当施設苦情受付担当者

苦情解決責任者	園 長	野崎 哲也
苦情受付担当者	生活課	目黒 信弘 佐瀬 成人
連絡先	0242-83-0185	
受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時45分	

(2)苦情解決第三者委員

藤田 法身	柳津町民生児童委員協議会会長	0241-42-2567
鈴木 清記	会津坂下町民生児童委員協議会会長	0242-82-3237

(3)行政機関その他苦情受付機関

福島県社会福祉協議内 福島県運営適正委員会事務局	024-523-2943
会津坂下町役場 介護保険担当課	0242-84-1501
国民健康保険団体連合会	024-523-2702

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 入所者及びその家族に関する秘密の保持について	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業者は、入所者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た入所者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
(2) 個人情報の保護について	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業者は、入所者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、入所者の個人情報を用いませぬ。また、入所者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で入所者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、入所者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

- ③ 事業者が管理する情報については、入所者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。
(開示に際して複写料などが必要な場合は入所者の負担となります。)

12. 虐待の防止について

事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 会津寿楽荘 介護科主任 新井田 豊

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13. 身体拘束について

事業者は、原則として入所者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入所者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。

その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

14. サービス提供の記録

- (1) 指定介護老人福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (2) 入所者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写物の請求を行う場合は、有料です。)
- (3) 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載します。

15. サービスの第三者評価の実施状況について

項目	内容
(1)実施の有無	有 ・ 無
(2)実施年月日(直近実施日)	年 月 日
(3)実施した評価期間	
(4)評価結果の開示状況	

16. 施設利用の留意事項

面 会	面会時間: 午前10時～午後16時 ※面会票の記入をお願いします。 感染症発症時等及び予防期間(12月～3月)は、時間短縮と場所の制限、または面会を中止する場合があります。施設からの通知に従いご検討ください。
外 出 ・ 外 泊	外宿泊の際は必ず職員に申出、所定の様式に行き先等を記入し提出して下さい。 また食事の準備もありますので、前日までご連絡下さい。 感染症発症時等及び地域の感染状況により、ご遠慮頂く場合があります。
居室・設備・器具の利 用	居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償して頂くことがあります。
器 具 の 持 込	携帯電話・電化製品・家具等のお持ち込みについてはご相談ください。
喫 煙	施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。
宗 教 ・ 政 治 活 動	当施設の職員や入所者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
迷 惑 行 為 等	騒音等、入所者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
現金・所持品の管理	施設ではお預かりや管理はいたしません。紛失等についても責任を負いかねます。 貴金属・装飾品等も同様とします。また所持品全てにご記名ください。
供 与 及 び 貸 与 等	利用者間での金銭や日用品、菓子や差し入れの供与や貸与は行わないでください。 このことに起因するトラブル等に施設は関与いたしません。
居 室 の 変 更	身体状況の変化等により居室変更をお願いする場合があります。 ※感染症等により隔離対応する場合があります。
写 真 の 掲 載	施設内の掲示板・機関誌・ホームページに利用者及び家族の写真を掲載させて頂くことがあります。希望されない場合はお申し出ください。
ハラスメント防止対策	事業者は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

所在地 福島県河沼郡会津坂下町大字塔寺字北原645番地
名称 特別養護老人ホーム 会津寿楽荘
代表者 施設長 野崎 哲也 ㊞

説明者

生活相談員 目黒 信弘 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、説明内容に同意します。

利用者 (利用者本人)

住 所

氏 名 ㊞

代理人 (ご家族又は身元引受人)

住 所

氏 名 ㊞